

(別紙)

- (1) 虐待防止のための体制の整備に際しては下記の点に留意すること。
 - ア 利用者の意思及び人格を尊重した権利擁護の体制の確立
 - イ 利用者の行動の背景にある障害特性と環境要因の分析と良質な支援の確保
 - ウ やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きの明確化
 - エ 虐待の防止に関する施設の理念、ガイドライン等の策定
 - オ 管理者一元化を含む適切な運営体制の確立
 - カ 職員間のコミュニケーション円滑化に向けた取組み
 - キ メンタルヘルスを含む労務管理の適正化
 - ク ボランティアを含む外部からの監督体制の整備
 - ケ 虐待の防止、専門知識・支援技術の獲得及び向上を目的とする研修の充実化
 - コ 虐待や事故が発生した場合の報告体制の整備、報告手続のマニュアル化及び職員への周知
- (2) 現場の支援員の人選
現場の支援員には、障害者福祉の知識と経験を有する者を配置すること。
- (3) 外部アドバイザーの導入
法人経営及び支援に関する外部アドバイザーとして採用すること。
- (4) オンブズマンの導入
法人に利害関係の無い者からオンブズマンを選任すること。